

○立命館大学父母教育後援会家計急変奨学金規程

2001年12月5日

規程第495号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学父母教育後援会学生援助規程第3条第1号の家計急変奨学金に関する事項を定める。

(目的)

第2条 家計急変奨学金は、家計の急変により授業料等の納付が困難となった学生に奨学金を給付することにより、修学の継続を支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 家計急変奨学金は、学部在籍する学生であつて、学生の学費を負担する者（以下「学費負担者という。）が父母教育後援会の会員である者のうち、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。ただし、外国人留学生は除く。

- (1) 学費負担者が死亡した者
- (2) 学費負担者が重度後遺障害を生じたことにより就労不能となった者

(給付金額および給付方法)

第4条 家計急変奨学金の給付額は、次の各号とする。

- (1) 在学する学期 授業料相当額
- (2) 休学する学期 在籍料相当額

2 家計急変奨学金は、学期毎に給付する。

(給付期間)

第5条 家計急変奨学金は、給付決定があつた日の属する学期から給付を開始し、在学期間が4年（薬学部薬学科の場合は6年）に達した学期をもって、給付を終了する。

2 前項にかかわらず、給付開始の学期が前項に定める終了の学期となる場合または終了の学期を過ぎる場合、前条第1項第1号を2学期間受給した学期をもって、給付を終了する。

(申請)

第6条 家計急変奨学金を希望する者は、所定の申請書類により、学生部長に申請しなければならない。

(決定)

第7条 家計急変奨学金は、要件に合致する者すべてに給付する。

2 家計急変奨学金の受給者は、学生部長が決定する。

(併給)

第7条の2 奨学金は、他の授業料減免、奨学金等との併給を妨げない。

2 受給者が授業料減免または授業料に充当する給付方法の他の奨学金を受給しており、この奨学金を受給することにより年度の受給額が授業料の額を超える場合は、すべての給付額の当該年度の合計額が授業料を上回らないよう、この奨学金の給付額を減額する。

(取消し)

第8条 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合には、学生部長は以降の給付または給付の決定を取り消すことがある。

- (1) 学籍を失ったとき。
- (2) 学則第57条第1項により、停学期間が3か月を超える懲戒を受けたとき。
- (3) 出願書類への虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。

(返還)

第9条 学生部長は、給付または給付の決定を取り消された者に対し、既に給付した本奨学金の全部または一部の返還を求めることがある。

2 前項により本奨学金の返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に請求額を一括して返還しなければならない。

(要項)

第10条 施行にかかる細目は、学生部長が要項に定める。

(廃止)

第11条 父母教育後援会から寄附金停止の意思表示があった場合または寄附金がなくなった場合には、家計急変奨学金は廃止する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2001年12月5日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則 (2006年4月1日機構改革に伴う一部改正)

この規程は、2006年6月28日より施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則 (2007年4月25日支給金額改定に伴う一部改正)

この規程は、2007年4月25日より施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則 (2008年3月26日新学部設置および支給金額改定に伴う一部改正)

この規程は、2008年5月17日より施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2008年10月15日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2008年10月15日から施行する。

附 則（2009年5月20日支給金額改定に伴う一部改正）

この規程は、2009年5月20日から施行し、2009年4月1日から適用する。

附 則（2010年3月17日学生懲戒規程の制定および学生賞罰規程の廃止に伴う一部改正）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2010年4月1日支給金額改定に伴う一部改正）

この規程は、2010年4月1日から施行し2010年4月1日から適用する。

附 則（2011年3月30日受給資格等の変更に伴う一部改正）

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2015年7月1日対象者、給付金額、給付方法等の変更に伴う全部改正）

この規程は、2015年9月26日から施行する。

附 則（2018年4月25日 対象者の変更、併給および取消しに関する条件の追加、返還期限の追加等に伴う一部改正）

この規程は、2018年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条については2019年4月1日から施行する。